

第三者に住民票や戸籍などを交付した場合の本人通知制度

本人通知制度は、本籍の記載のある住民票の写しや戸籍の謄抄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録をした方へその交付の事実をお知らせし、住民票などの不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防ぐ制度です。

長瀬町に住民登録や本籍のある方が登録できますので、町民課窓口にお越しください。なお、登録申請の際には、本人確認書類（運転免許証、旅券又はマイナンバーカードなど）をお持ちください。

問合せ 町民課住民担当 ☎66・3111 内線126

農地利用状況調査を実施しています

農業委員会では、毎年、町内全域の農地の利用状況を調査しています。

この調査は、農業委員会が現地を巡回して利用状況等を把握し、農地の有効利用を図るために実施するものです。調査により、無断転用などの不適切利用や遊休農地であることが明らかになった場合、農業委員会は非農地と判断することがありますので、日頃から農地の適正な管理をお願いします。

なお、今年度の調査を、8月下旬から9月まで行っています。調査にあたり、農地内に立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 農業委員会 ☎66・3111 内線233

使用済みてんぷら油は捨てないで！ ～1ℓ当り1円で引き取ります～

町では、水質保全やリサイクル意識の高揚、ごみの減量化を図るため、家庭から出る使用済みてんぷら油や賞味期限切れの油（缶はそのまま出せます）を回収する取り組みを、秩父圏域の1市4町で推進しています。

個人・法人・団体等から回収した廃食油は、環境にやさしいバイオディーゼル燃料（BDF）として再生させ、郡内公用車（ディーゼル車）等の代替燃料として実証活用します。

この地球環境に配慮した取り組みに、皆様のご協力をお願いします。

◆回収方法◆ 天かす等を取り除き、ペットボトル等の容器に入れてお持ちください。

注意：ラード等の動物性油や、エンジンオイル等は回収できません！

※固形化している油も回収できません！

◆回収場所◆ 町民課（役場1階）

問合せ 町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線126

浄化槽にも 定期健康診断が必要です

法定検査

浄化槽設置者には、日頃のメンテナンス（保守点検や清掃）と併せて、年1回の法定検査を実施することが法律で義務づけられています。検査を受けていないと悪臭や故障の原因にもなるため、長く浄化槽をお使いいただくためにも受検をお願いします。

申込み 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 ☎048・533・4700

問合せ 町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線126